

千葉市教育委員会タクシー借上乗車券使用基準

1 趣旨

この基準は、「タクシー借上乗車券取扱基準」（平成20年4月1日 財政局財政部管財課作成）の3（2）の「その他主管課長が職務上必要と認めた場合」との規定に基づき、千葉市教育委員会の教育長及び委員（以下「教育長及び教育委員」という。）が、タクシー借上乗車券を使用できる場合を定めるものとする。

2 使用基準

教育長及び教育委員がタクシー借上乗車券を使用できる場合は、公務で行事等に出席する場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。

- （1）公共交通機関及び公用車の利用が困難であるとき。
- （2）緊急を要するとき。
- （3）その他、迅速性、安全性、効率性等を勘案し、合理的であると認められるとき。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月2日から適用する。